2022年度（2023年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	5,132	保険契約準備金	11,483
現金	－	支払備金	360
預貯金	5,132	責任準備金	11,123
有価証券	－	代理店借	90
有形固定資産	153	再保険借	800
建物	53	その他負債	1,429
リース資産	－	未払法人税等	765
その他の有形固定資産	99	未払金	72
無形固定資産	1,526	未払費用	408
ソフトウェア	1,526	預り金	12
再保険貸	9,719	資産除去債務	36
その他資産	449	仮受金	134
未収金	388	役員退職慰労引当金	8
前払費用	51	価格変動準備金	0
預託金	9	負債の部合計	13,813
仮払金	0	（純資産の部）	
その他の資産	－	資本金	11,500
繰延税金資産	235	資本剰余金	10,340
貸倒引当金	－	資本準備金	10,340
		利益剰余金	△ 18,438
		その他利益剰余金	△ 18,438
		繰越利益剰余金	△ 18,438
		株主資本合計	3,402
		その他有価証券評価差額金	－
		評価・換算差額等合計	－
		純資産の部 合計	3,402
資産の部合計	17,216	負債及び純資産の部合計	17,216

【注記】

1．会計方針に関する事項

（1）有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（2）無形固定資産の減価償却の方法

利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

（3）貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を二次査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 0 百万円であります。

（4）役員退職慰労引当金の計上方法
役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

（5）価格変動準備金の計上方法
価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

（6）消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（7）支払備金の積立方法
保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金、返戻金及びその他の給付金のうち、まだ支払っていない金額を保険業法第 117 条の規定に基づき、支払備金として積み立てております。
このうち、既発生未報告のものについては、保険業法第 117 条及び施行規則第 73 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という。）により算出した金額(※)を積み立てております。
また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する支払備金は、保険業法施行規則第 71 条第 1 項に基づき、原則として積み立てておりません。

(※) 既発生未報告支払備金 （まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当年度中に変更したことにより、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書（以下「ただし書」という。）の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
みなし入院に係る既発生未報告支払備金とみなし入院以外に係る既発生未報告支払備金に区分して計算しております。
みなし入院以外に係る既発生未報告支払備金については、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則に掲げる全ての当年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しております。
みなし入院に係る既発生未報告支払備金については、支払事由の発生から請求までに要する平均的な期間を踏まえ、2022 年 9 月 26 日以降の重症化リスクの高い方のみなし入院に係る額及び新規感染者数、直近 47 日の新規感染者数に基づき算出しております。

（8）責任準備金の積立方法
期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。
① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
なお、責任準備金については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎

決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
なお、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する責任準備金は、保険業法施行規則第 71 条第 1 項に基づき、原則として積み立てておりません。

2．金融商品の状況に関する事項
保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、負債の特性やキャッシュフローの状況を踏まえ、流動性を重視しつつ安定的な利息収入を得ることを目指しております。こうした認識に基づき、具体的には、必要な現預金を維持することを主眼としております。
資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき関連部門が適時に将来キャッシュフロー分析を行い、必要な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

3．金融商品の時価等に関する事項
預金及び未収金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

4．有形固定資産の減価償却累計額（リース資産含む）は 125 百万円であります。

5．関係会社に対する金銭債権の総額は 0 百万円、金銭債務の総額は 3 百万円であります。

6．繰延税金資産の総額は、826 百万円、繰延税金負債の総額は、8 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、582 百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税務上の繰越欠損金 549 百万円であります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は 549 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は 33 百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、資産除去債務に対応する資産 8 百万円であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	合計
税務上の繰越欠損金※	104	108	118	104	37	75	549
評価性引当額	104	108	118	104	37	75	549
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

※当社はグループ通算制度を採用しており、法人税法上の繰越欠損金額はなく、地方税法上の控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を有するため、税務上の繰越欠損金は住民税の実効税率を乗じた額であります。

当年度における法定実効税率は 28.0％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減額△3.95％、繰越欠損金期限切れによる影響額 1.46％であります。

当社は、当年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7．保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 147 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 6,590 百万円であります。

8．１株当たりの純資産額は 747 円 63 銭であります。

2022年度 （2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	15,592
保険料等収入	12,921
保険料	9,216
再保険収入	3,704
資産運用収益	0
利息及び配当金等収入	0
預貯金利息	0
その他経常収益	2,670
支払備金戻入額	2
責任準備金戻入額	2,657
その他の経常収益	9
経常費用	12,473
保険金等支払金	7,034
保険金	917
年金	46
給付金	2,593
解約返戻金	154
その他返戻金	0
再保険料	3,322
責任準備金等繰入額	－
支払備金繰入額	－
責任準備金繰入額	－
資産運用費用	3
支払利息	3
事業費	5,049
その他経常費用	385
税金	42
減価償却費	342
その他の経常費用	0
経常利益	3,118
特別損失	59
固定資産等処分損	59
税引前当期純利益	3,059
法人税及び住民税	768
法人税等調整額	19
法人税等合計	788
当期純利益	2,271

【注記】

1．会計方針に関する事項

（1）保険料等収入の計上方法

初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、２回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

再保険収入は、再保険契約に基づき受領する保険金及び配当金等を計上しております。なお、共同保険式再保険に係る再保険手数料を再保険収入に計上しております。

（２）保険金等支払金の計上方法
保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。再保険料は、再保険契約に基づいて支払われる保険料等を計上しております。なお、共同保険式再保険に係る事務手数料を再保険料に計上しております。

２．関係会社との取引による収益の該当はなく、費用の総額は 2 百万円であります。

３．支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 88 百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は 5,600 百万円であります。

４．１株当たりの当期純利益は 499 円 14 銭であります。

５．関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。
（１）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	アクサ・ホールディングス・ジャパン(株)	（被所有）直接 100.00%	グループ通算制度関連	グループ通算制度に伴う支払予定額	3	未払費用	3
			出向者給与の受取	出向者給与の受取	1	未収金	0

（注）１．価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
２．取引金額及び期末残高には消費税等を含めております。

（２）子会社及び関連会社
該当する事項はありません。

（３）兄弟会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	アクサ生命保険（株）	－	出向者給与の支払	出向者給与の支払	296	未払費用	31
			外部委託による業務	外部委託による業務の依頼など	47	未払費用	4

			本社の賃借	賃借料	57	前払費用	4
			コストシェアリング契約	システム運営費	19	未払費用	5
			共同保険式再保険の取引先	再保険収入	3,271	再保険貸	9,513
				再保険料	2,816	再保険借	669
親会社の子会社	アクサ損害保険（株）	－	代理店	代理店手数料	41	代理店借	2

（注）１．価格その他の条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。また、コストシェアリング契約については、適切な取引価格にて行っております。

２．再保険取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

３．取引金額及び期末残高には消費税等を含めております。